



平成28年4月28日

(照会先)

リスク統括部長 岡村 計三

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年3月分)について

平成28年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年3月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成28年3月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが110件、平成26年度が58件、平成25年度が11件、平成24年度以前が249件、合計428件（市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた23件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な368件及びシステム事故1件について、日本年金機構HPに掲載しています。

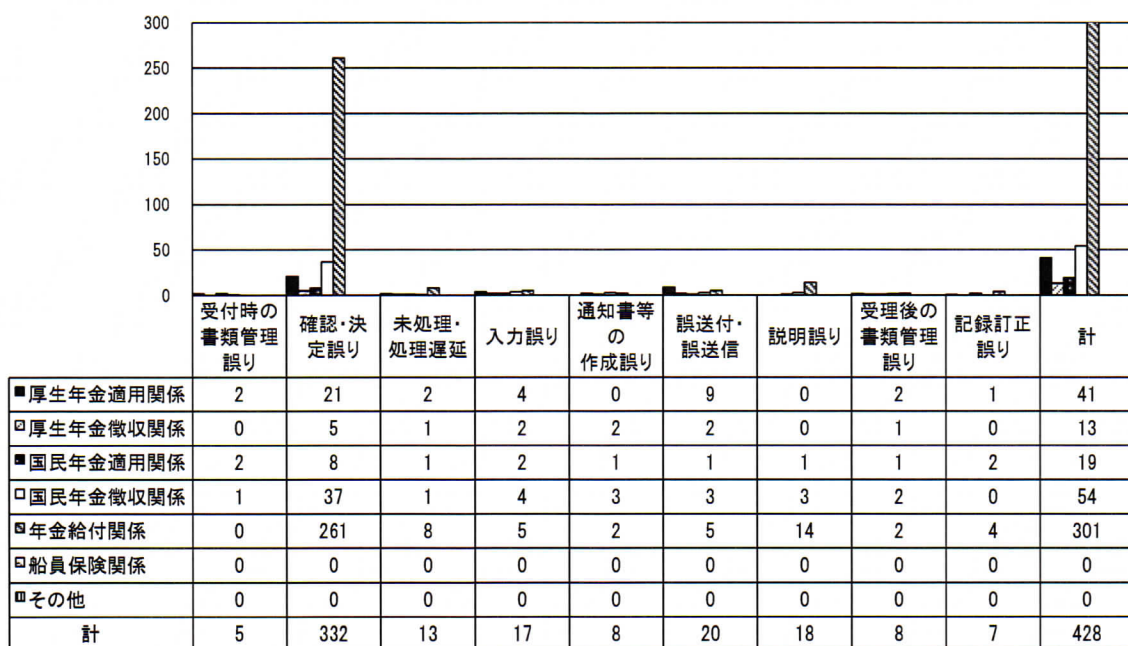
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	220 (1)	10	2	5	2	8 (1)	10 (1)	55 (3)	83 (27)	395 (33)
割合	51.6%	2.3%	0.5%	1.2%	0.5%	2.1%	2.6%	13.6%	25.7%	100.0%

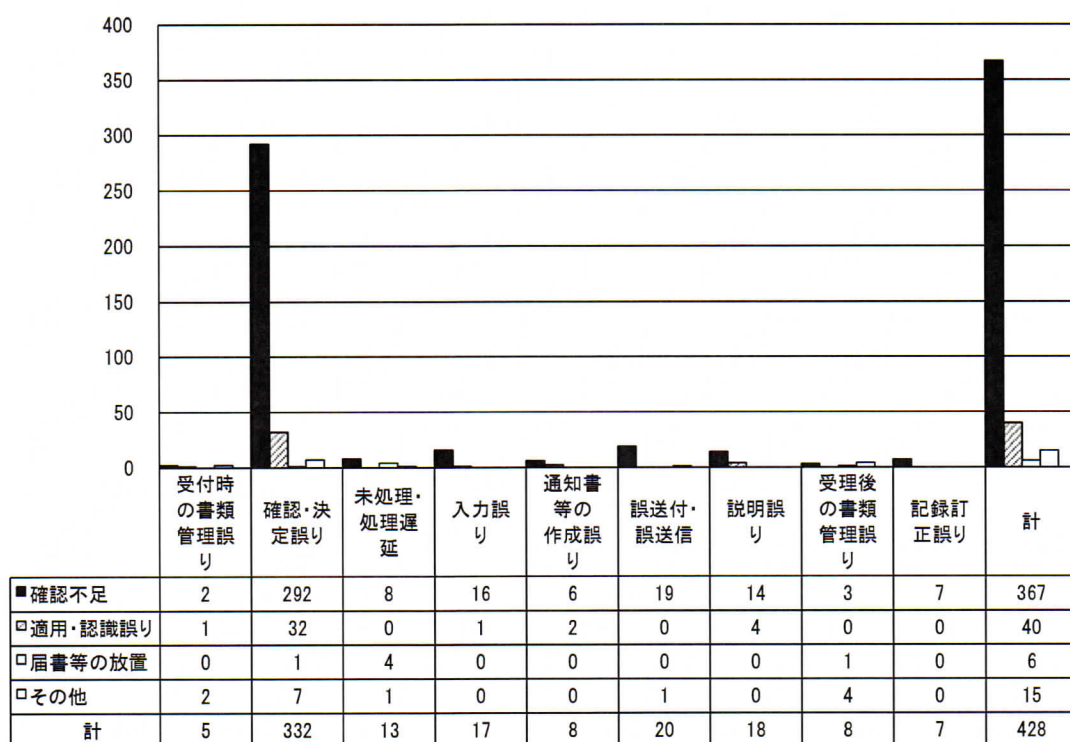
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

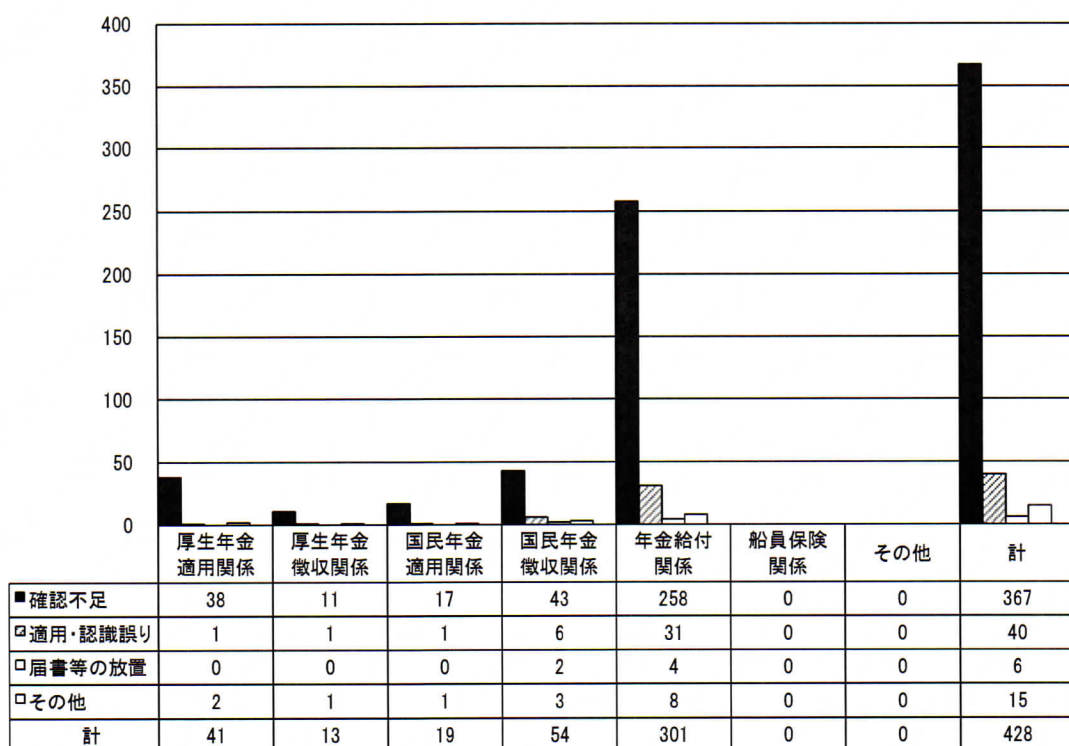
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



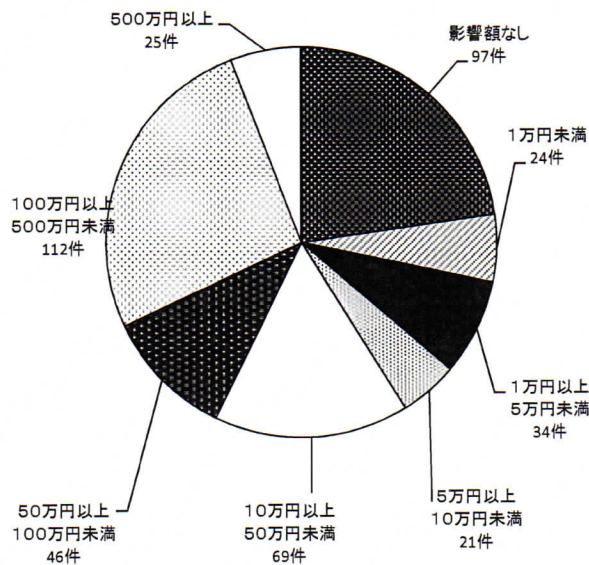
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

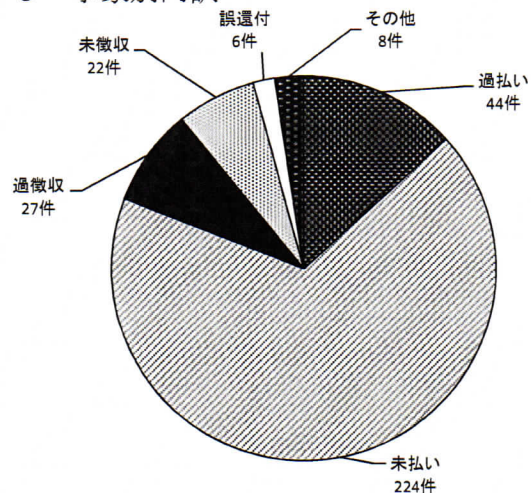


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	19	6	11	27	34	0	0	97
1万円未満	1	2	2	11	8	0	0	24
1万円以上 5万円未満	3	0	1	9	21	0	0	34
5万円以上 10万円未満	2	0	0	3	16	0	0	21
10万円以上 50万円未満	11	3	5	2	48	0	0	69
50万円以上 100万円未満	1	1	0	1	43	0	0	46
100万円以上 500万円未満	4	1	0	1	106	0	0	112
500万円以上	0	0	0	0	25	0	0	25
計	41	13	19	54	301	0	0	428

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	44件	24,512,315	557,098
未払い	224件	466,385,672	2,082,078
過徴収	27件	2,823,709	104,581
未徴収	22件	12,239,385	556,335
誤還付	6件	1,160,600	193,433
その他	8件	38,174,673	4,771,834
計	331件	545,296,354	1,647,421

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)		
過徴収と未徴収がある件	2件	499,326
誤還付と過徴収がある件	1件	231,540
過徴収と未払いがある件	1件	60,139
過払いと未払いがある件	3件	31,780,033
過払いと未払いと過徴収がある件	1件	5,603,635

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	296件	69.2%
外部	132件	30.8%
計	428件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件 名	対象者数	影響区分	総額(円)
2015年9月24日	障害基礎年金(1級)及び寡婦年金の端数処理誤り	3,383名	その他	14,954円

○日本年金機構の平成28年3月分の事務処理誤り一覧(1～39ページ)

- | | | | |
|-------------------|-----|------|---------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 | 1～32 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 6P | 整理番号 | 33～39 |
| 3. 国民年金適用関係 | 7P | 整理番号 | 40～56 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 10P | 整理番号 | 57～106 |
| 5. 年金給付関係 | 17P | 整理番号 | 107～368 |

○日本年金機構のシステム事故一覧(40ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	富山	事務センター	2014年 7月14日	2014年 9月19日	○事業所から、提出した資格取得届について問い合わせがあり、資格取得届の審査時に事業所整理記号を誤って補正したため、別の事業所分として入力処理されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●記録の訂正処理を行い、別の事業所に誤って送付された決定通知書と保険証を回収しました。 誤って徴収した保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、マニュアル等へののった審査の徹底を周知しました。	2事業所 2名	その他	145,792
2			福岡	福岡広域 事務センター	2013年 3月6日	2015年 4月14日	○他の年金事務所からお客様の年金記録の照会があり、基礎年金番号が未記入だった方の資格取得届の審査時に同姓同名の別人の基礎年金番号を記入し、処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様に説明の上お詫びしました。 ●年金記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得届審査時において基礎年金番号未記入の方に対する本人確認の徹底を周知しました。	2名	-	0
3			神奈川	事務センター	2015年 10月26日	2015年 11月2日	○事業所の担当者から、保険証が回収されていたにもかかわらず返納するよう督促があったことについて連絡があり、資格喪失届を保険証未回収で処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●届書の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査項目の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
4	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2015年 4月頃	2016年 2月4日	○事業所から、提出した資格喪失届について問い合わせがあり、委託業者が届書の処理を行っていないにもかかわらず、処理済みとして編綴していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●届書の入力処理を行い、決定通知書を送付しました。誤って徴収した保険料は減額調整しました。 ●委託業者に対し、届書処理の進捗管理の徹底を指導しました。	1事業所	過徴収	490,130
5	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	富山	事務センター	2014年 12月1日	2015年 5月25日	○事業所の担当者から、被扶養者異動届について問い合わせがあり、子を被扶養者から削除すべきところ、妻を被扶養者から削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時のチェックの徹底を周知しました。	1名	-	0
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	富山	事務センター	2014年 7月8日	2015年 2月4日	○事業所の担当者から、標準報酬月額について問い合わせがあり、前年の算定基礎届について、平均額の記載誤りを見落としたまま標準報酬月額を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●報酬額の訂正処理を行い、保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時に誤りやすい事例について周知しました。	1事業所	未徴収	1,658,052
7			大阪	大手前	2014年 7月23日	2015年 8月7日	○事業所の担当者から、保険料額について問い合わせがあり、前年の算定基礎届について、平均額の記載誤りを見落としたまま標準報酬月額を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●報酬額の訂正処理を行い、保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、ダブルチェックの徹底を周知しました。	1事業所	未徴収	2,149,220

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	沖縄	平良	2002年 10月1日	2015年 10月6日	○事業所の担当者から、標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違しているとの問い合わせがあり、算定基礎届に記載された標準報酬月額を見誤ったことによる決定誤りが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査・入力時のチェックの徹底を周知しました。	1事業所	未徴収	45,482
9			青森	事務センター	2015年 7月17日	2015年 8月26日	○事業所の担当者から、算定基礎届の催告状について問い合わせがあり、提出された算定基礎届の受付登録及び入力処理が漏れたために、未提出として催告状を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、受付時及び審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
10			北海道	事務センター	2015年 8月28日	2015年 11月10日	○事業所の担当者から、保険料について問い合わせがあり、平均額の記載誤りを見落としたまま標準報酬月額を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、誤って徴収した保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時に誤りやすい事例について周知しました。	1事業所	過徴収	53,934
11			宮崎	事務センター	2014年 8月6日	2015年 12月9日	○年金事務所から、事業所調査の際に標準報酬月額に疑義が生じたとの問い合わせがあり、前年度の報酬月額の算出方法を誤ったことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、算定基礎届の正確な審査の徹底を周知しました。	1事業所	未徴収	298,447
12		入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2015年 8月27日	2015年 11月4日	○事業所の担当者から、保険料について問い合わせがあり、委託業者が算定基礎届の標準報酬月額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、誤って徴収した保険料は還付しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所	過徴収	149,843
13	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2015年 8月20日	2015年 8月24日	○事業所の担当者から、保険料額について問い合わせがあり、資格喪失済みの被保険者の賞与支払届を入力するため、資格喪失記録を一度取り消して入力した際、入力後に資格喪失記録の再処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、納入告知書を再送付しました。 ●担当部署において、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 8名	-	0
14			鹿児島	事務センター	2012年 1月25日	2015年 11月17日	○事業所の担当者から、標準報酬月額について問い合わせがあり、賞与支払届について、賞与額の記載誤りを見落としたまま標準賞与額を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●賞与額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	259
15			富山	事務センター	2013年 4月22日	2014年 7月31日	○賞与支払届の審査時に、前年の標準賞与額に疑義が生じたため確認したところ、前年の標準賞与額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びしました。 ●賞与額の訂正処理を行い、過払いとなった年金は内払調整しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックの徹底を周知しました。	1名	過払い	221,824

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	70歳以上被用者関連届書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2015年 8月11日	2015年 10月8日	○お客様から年金額についての問い合わせがあり、提出済みの70歳以上被用者該当届と70歳以上被用者算定基礎届を誤って再度処理を行ったため、年金停止額が本来より過大となったことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、未払いとなった年金をお支払いしました。 ●担当部署において、審査・入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	276,600
17			石川	事務センター	2014年 9月19日	2015年 10月13日	○お客様から年金額についての問い合わせがあり、70歳以上被用者算定基礎届の訂正届について、確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、未払いとなった年金をお支払いしました。 ●担当部署において、審査・入力時のチェックの徹底を周知しました。	2名	未払い	269,221
18		入力誤り	北海道	事務センター	2015年 8月5日	2015年 9月11日	○年金事務所から、標準報酬月額について問い合わせがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届の標準報酬月額相当額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明しました。 ●報酬額の訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認の徹底を指示しました。	1名	-	0
19			千葉	事務センター	2015年 8月25日	2015年 10月13日	○お客様から年金額についての問い合わせがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届の標準報酬月額相当額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、過払いとなった年金は内払調整しました。 ●委託業者に対し、審査・入力時のチェックの徹底を指導しました。	1名	過払い	147,948
20	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2015年 4月頃	2015年 10月30日	○事業所から業務を受託している社会保険労務士から、保険料について問い合わせがあり、二以上勤務者の保険料登録が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●保険料の登録を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、保険料の登録漏れを防ぐため、チェックシートによる確認の徹底を周知しました。	2事業所	未徴収	655,611
21	月額変更届の誤り	入力誤り	岡山	岡山広域事務センター	2014年 4月10日	2015年 11月4日	○厚生年金基金解散における基金記録との突合の際、委託業者が月額変更届の標準報酬月額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●報酬額の訂正処理を行い、誤って徴収した保険料は減額調整しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所	過徴収	23,370
22	厚生年金適用関係届書の未処理	未処理・処理遅延	大阪	大阪広域事務センター	2014年 10月20日	2015年 7月16日	○年金事務所から、届書の処理状況について問い合わせがあり、事業所から提出された月額変更届について未処理であるにもかかわらず、一部を処理済みとして保管していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び業務委託先の社会保険労務士に説明の上お詫びしました。 ●届書を入力処理し、保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる届書管理の徹底を周知しました。	1事業所	未徴収	93,920

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
23	厚生年金適用関係届書の未処理	未処理・処理遅延	長崎	長崎南	2015年 2月10日	2015年 11月17日	○事業所調査の際に受付した算定基礎届について、一部の届書を未処理のまま保留していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●届書の入力処理を行い、保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所	未徴収	2,272,278
24	厚生年金適用関係届書の所在不明	受理後の書類管理誤り	京都	下京	2014年 10月31日	2014年 11月4日	○事務センターから問い合わせがあり、事務所で受け付けし、事務センターへ回付した資格喪失届の所在が不明であることが判明しました。 ●担当者が事業所及び業務委託先の社会保険労務士に説明の上お詫びしました。 ●届書を再提出いただき、入力処理しました。 ●担当部署において、届書を回付する際のチェックの徹底を周知しました。	1事業所 1名	-	0
25			宮城	仙台広域 事務センター	2015年 10月5日	2015年 11月25日	○受付進捗管理システムで未処理届書を確認していた際、事務所で受け付けし、事務センターへ回付された資格喪失届の所在が不明であることが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●届書を再提出いただき、入力処理しました。誤って徴収した保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、届書管理の徹底を周知しました。	1事業所	過徴収	121,023
26	厚生年金記録の統合誤り	記録訂正誤り	山形	鶴岡	1997年 11月6日	2014年 5月12日	○他の年金事務所から被保険者記録の問い合わせがあり確認したところ、基礎年金番号の確認が不十分だったため別人の記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●年金記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、記録統合時の記録確認及びダブルチェックの徹底を周知しました。	1名	-	0
27	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	富山	事務センター	2015年 2月2日	2015年 2月3日	○事業所の担当者から連絡があり、返戻された賞与支払届に別事業所の届書が含まれているとして、誤送付が判明しました。 ●担当者が双方の事業所に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●届書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、返戻のために決裁を受ける際には書類をホチキス留めせずに確認しやすくするとともに、送付物の確認の徹底を周知しました。	2事業所 2名	-	0
28			兵庫	東灘	2015年 4月10日	2015年 4月13日	○事業所の担当者から連絡があり、送付された健康保険被保険者資格証明書に別事業所の分が混入しているとして、誤送付が判明しました。 ●担当者が双方の事業所に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●届書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のチェックの徹底を周知しました。	2事業所 4名	-	0
29			兵庫	事務センター	2015年 6月18日	2015年 6月23日	○事業所の担当者から連絡があり、送付された70歳以上被用者一覧表に別事業所の分が混入しているとして、誤送付が判明しました。 ●担当者が双方の事業所に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●届書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックの徹底を指導しました。	2事業所 1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	宮城	大河原	2015年 9月16日	2015年 9月17日	○公共職業安定所から連絡があり、送付された照会文書が健康保険組合宛てであるとして、誤って照会文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●照会文書を回収し、本来の送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックの徹底を周知しました。	2名	-	0
31			東京	上野	2015年 10月13日	2015年 10月23日	○事業所の担当者から連絡があり、送付された決定通知書に別事業所の分が混入しているとして、誤送付が判明しました。 ●担当者が双方の事業所に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●通知書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックの徹底を周知しました。	2事業所 1名	-	0
32			北海道	釧路	2015年 6月4日	2015年 10月15日	○事業所から、年金事務所で受け取った届書用紙の裏面に個人情報が入字されているとの問い合わせがあり、用紙を印刷した際に、他の職員が同時に処理していたお客様宛の書類と混在したことが判明しました。 ●担当者が事業所及び個人情報が入字されたお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●個人情報が入字された届書用紙は回収しました。 ●担当部署において、印字後の内容確認の徹底を周知しました。	2事業所 1名	-	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	差押の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2015年 3月10日	2015年 4月9日	○滞納処分で差し押さえた車両の所有者について確認を行っていた際、差押前にすでに所有者が変更されているにもかかわらず、差し押さえていたことが判明しました。 ●事業所に説明の上お詫びしました。 ●差押登録を解除しました。 ●差押調書の余白にチェック欄を設け、作成時及び決裁時に所有者の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
34		入力誤り	島根	松江	2013年 7月5日	2015年 10月29日	○決定済みの延滞金の金額確認を行った際、差押登録する際に、参加差押と入力すべきところ、差押と誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●訂正処理を行い、正しい額の延滞金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、登録時の確認の徹底を周知しました。	8事業所	未徴収	281,500
35	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2014年 11月13日	2015年 10月9日	○二以上事業所勤務被保険者の保険料登録を行った際、保険料額に疑義があったため確認したところ、前年度の保険料登録に誤りがあったことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所に説明の上お詫びしました。 ●保険料を訂正し、未徴収の保険料額は増額調整しました。 ●担当部署において、登録時の確認の徹底を周知しました。	1事業所	未徴収	1,551,261
36	厚生年金徴収関係届書の所在不明	受理後の書類管理誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 9月30日	2015年 10月6日	○受付進捗管理システムを確認した際、事務所で受け付けし、事務センターへ回付された還付請求書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●届書を再提出いただき、入力処理しました。 ●担当部署において、書類回付時の確認の徹底を周知しました。	2事業所	-	0
37	厚生年金徴収関係届書の未処理	未処理・処理遅延	北海道	事務センター	2015年 4月頃	2016年 1月7日	○事業所の担当者から、保険料の還付について問い合わせがあり、還付処理時にエラーとなった記録の補正処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。 ●補正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、還付処理について事跡管理の徹底を周知しました。	6事業所	未払い	270,616
38	厚生年金徴収関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	大阪	天満	2014年 9月8日	2014年 9月17日	○事業所の担当者から、別の事業所の未納保険料等内訳一覧が送付されたとの問い合わせがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が双方の事業所に説明の上お詫びし了承を得ました。 ●書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	-	0
39			福岡	博多	2016年 1月28日	2016年 1月28日	○事業所から依頼を受けた保険料の口座振替を停止するに当たって、金融機関にFAXで依頼したところ、金融機関が伝えてきたFAX番号に誤りがあり、口座振替緊急停止の依頼票を誤送信したことが判明しました。 ●誤送信先に説明の上お詫びしました。 ●誤送信先から送信文書を回収しました。 ●担当部署において、FAX送信時のテスト送信の徹底を周知しました。	2事業所	-	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
40	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2013年 4月1日	2015年 6月19日	○担当部署で国民年金の任意加入期間満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、定額保険料と前納保険料との差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、差額の保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	760
41			兵庫	姫路	2014年 10月21日	2015年 8月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
42			埼玉	大宮	2013年 12月16日	2015年 2月18日	○年金請求書を確認していたところ、受給権を満たすため国民年金後納保険料納付申込書を受理する際に、任意加入申出書提出の案内を漏らしたため、受給権の発生が遅れたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、遡及して任意加入の申出をすることができないことを説明して了承を得ました。 ●担当部署において、受給権にかかる相談の際は、複数人による確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	352,508
43	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	彦根	2009年 1月30日	2015年 12月28日	○お客様から問合せがあり、配偶者の勤務先が変更になったことにより提出された国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、第3号被保険者期間の一部を誤って取り消していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記録に訂正することで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事象を周知し、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
44	国民年金被保険者氏名変更届の誤り	説明誤り	三重	松阪	2016年 1月12日	2016年 1月19日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者氏名変更届を記入していただくべきところ、国民年金第1号被保険者氏名変更届を記入するよう案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●お客様からの申出により氏名変更届を処理不要としました。 ●担当部署において、お客様に届書を記載していただく際は、窓口装置による記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
45	国民年金記録補正の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2014年 5月14日	2014年 6月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金記録の補正を行う際に、法定免除期間を未納期間と誤って処理したため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払いとなった年金をお支払いすることで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい年金をお支払いしました。 ●担当部署において、記録の補正処理後は複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	44,195

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金記録補正の誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2015年 7月23日	2015年 8月12日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者期間を追加した際に、資格喪失日の入力を漏らしたため、納付済の保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	469,370
47	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	福島	会津若松	2015年 6月4日	2015年 10月21日	○お客様から問合せがあり、町役場が子として社会保険の被扶養者に該当したことによる国民健康保険の資格喪失処理をした際に、誤って国民年金の資格喪失届を作成したため、国民年金加入中のお客様の資格喪失処理が行われ、保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●町役場から届出内容の確認を徹底するとの報告がありました。	1名	誤還付	187,860
48			大阪	堀江	2015年 6月21日	2015年 11月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格喪失届を資格取得届と誤認し、喪失処理を漏らしたため、口座振替が行われ保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	170,220
49			熊本	熊本西	2015年 7月22日	2015年 12月10日	○担当部署で国民年金被保険者資格喪失者の確認を行っていたところ、町役場が資格喪失届を作成する際に、同一生年月日の別人の基礎年金番号を記載したため別人の記録で資格喪失処理が行われ、保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●町役場から基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するとの報告がありました。	1名	誤還付	183,160
50	国民年金被保険者種別変更届の誤り	入力誤り	宮崎	事務センター	2016年 1月19日	2016年 1月28日	○市役所から連絡があり、委託業者が国民年金被保険者種別変更届を処理する際に種別変更年月日を1年誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	-	0
51	国民年金被保険者住所変更届の誤り	記録訂正誤り	宮城	仙台北	2013年 10月11日	2015年 11月26日	○お客様から問合せがあり、区役所が国民年金住所変更届を作成する際に、同姓同名、同一生年月日の別人のお客様の基礎年金番号を記載したため、別人の記録で住所変更処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●区役所から基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するとの報告がありました。	2名	-	0
52	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年 9月頃	2015年 9月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金の資格取得勸奨リーフレットを作成する際に、裏面に算定基礎届の受付簿を印字していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、印刷作業を行う際は他の印刷物と混在しないよう時間をずらして行うとともに、印刷物の枚数確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
53	国民年金適用関係届書等の未処理	受付時の書類管理誤り	滋賀	草津	2012年 9月10日	2015年 8月11日	○町役場から連絡があり、町役場が国民年金被保険者資格取得届の送付を漏らしていたことが判明しました。 ●町役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、時効により納付できなかった保険料は後納により納付していただきました。 ●町役場から、届書の進達漏れがないよう確認を徹底するとの報告がありました。	1名	過徴収	240
54			三重	尾鷲	2015年 9月2日	2016年 1月26日	○担当部署で国民年金被保険者の資格取得状況の確認を行っていたところ、町役場が国民年金資格取得届の送付を漏らしていたことが判明しました。 ●町役場の担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●町役場から、届書の進達漏れがないよう確認を徹底するとの報告がありました。	1名	-	0
55		未処理・処理遅延	兵庫	姫路	2015年 8月11日	2015年 12月15日	○市役所から連絡があり、国民年金被保険者住所変更届と同時に提出された年金手帳再交付申請書の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、複数の届出が同時に提出された際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
56	国民年金適用関係届書等の所在不明	受理後の書類管理誤り	滋賀	事務センター	2015年 12月25日	2015年 12月25日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金第3号被保険者該当届の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
57	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2015年 4月1日	2015年 4月7日	○担当部署で処理済書類の再確認をしていたところ、国民年金保険料の前納納付書の作成依頼があった際に定額納付書を作成したため、お客様が定額保険料で納付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、定額保険料と前納保険料額との差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,320
58			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 9月8日	2015年 9月9日	○担当部署で送付した納付書の確認を行っていたところ、送付した納付書の一部に使用期限が経過しているものがあることが判明しました。 ●担当部署からお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、複数人で送付物の確認を徹底するよう周知しました。	726名	-	0
59		入力誤り	京都	京都南	2015年 4月30日	2015年 8月21日	○お客様から問合せがあり、付加保険料ありの国民年金保険料納付書を作成する際に、入力を誤り付加保険料なしの納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い付加前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
60		通知書等の作成誤り	宮城	古川	2014年 12月11日	2015年 1月15日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料納付書を作成する際に、翌年度の保険料額で作成したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成した際は複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50
61		国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	今里	2013年 12月13日	2014年 3月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの記載を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-
62	徳島			事務センター	2015年 3月23日	2015年 6月1日	1名		-	0
63	群馬			高崎広域 事務センター	2015年 3月9日	2015年 6月3日	1名		-	0
64	東京			杉並	2015年 2月26日	2015年 8月27日	1名		-	0
65	宮城			仙台広域 事務センター	2015年 2月5日	2015年 5月15日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出のあった国民年金保険料免除期間納付申出書に不備があったため返戻した後、再提出の勧奨を漏らしていたことにより、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、返戻後再提出がないものについては、再提出の勧奨を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
66		入力誤り	滋賀	事務センター	2015年 3月31日	2015年 6月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納ができなかった保険料についてはお客様から納付書で納付していただきました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	150

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
67	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	滋賀	事務センター	2015年 4月27日	2015年 7月14日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書进行处理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●委託業者に対し、金融機関コードの記載時及び入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	-	0
68			滋賀	事務センター	2015年 8月18日	2015年 10月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書进行处理する際に、預金種別の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納ができなかった保険料についてはお客様から納付書で納付していただきました。 ●委託業者に対し、預金種別の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	100
69	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2014年 4月頃	2015年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の誤停止や、停止されたクレジットカード納付の再開手続きの案内漏れにより、口座振替やクレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替やクレジットカード納付の停止処理の取扱いについて周知徹底しました。	3名	-	0
70		説明誤り	神奈川	厚木	2014年 5月頃	2015年 6月1日	○お客様から問合せがあり、前年度に国民年金保険料のクレジットカードの立替納付がされなかった場合は、改めて国民年金保険料クレジットカード納付申出書の提出が必要であるにもかかわらず、お客様に提出不要と説明していたため、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の再提出が必要となる際は、お客様に適切な案内をするよう周知しました。	1名	-	0
71	国民年金保険料免除納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2014年 9月3日	2015年 2月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を受け付けた際に、お客様が離職を理由とする免除申請を希望していたにもかかわらず、離職票の提出が必要であることの説明を漏らしたため、誤った免除区分で承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、免除区分を修正することで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請書を受け付けする際の確認事項を周知徹底しました。	1名	-	0
72			兵庫	事務センター	2015年 7月21日	2015年 8月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の継続免除の処理を行う際に、所得がある方について誤って未申告のため所得なしとして処理していたことが判明しました。 ●担当部署からお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●所得の確認を行い、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理結果リストの確認を徹底するよう周知しました。	49名	-	0
73			島根	出雲	2015年 8月26日	2015年 10月14日	○お客様から問合せがあり、町役場が国民年金保険料免除・納付猶予申請書に添付した所得額に誤りがあったため、免除の承認区分が誤って決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●町役場に対し正しい所得情報を送付するよう依頼しました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	2015年 8月31日	2015年 10月13日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書処理の際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●お客様から改めて納付するとの申出があったため、過誤納となった追納保険料を還付し、改めて古いものから保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	90,540
75			大阪	平野	2009年 6月16日	2014年 6月13日	○担当部署でお客様から申込のあった国民年金保険料追納申込書の確認を行っていたところ、お客様が追納保険料を古いものから納付していなかったため、本来還付すべきところ、そのまま追納記録としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、追納保険料を還付しました。 ●担当部署において、古いものから追納されなかった場合の取扱いについて周知徹底しました。	1名	過徴収	28,200
76			茨城	水戸北	2006年 9月6日	2014年 9月3日	○お客様から連絡があり、お客様が追納保険料を古いものから納付していなかったため、本来還付すべきところ、そのまま追納記録としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、古いものから追納したものとして記録を訂正し、差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、差額の保険料を還付しました。 ●担当部署において、古いものから追納されなかった場合の取扱いについて周知徹底しました。	1名	過徴収	6,790
77			滋賀	大津	2011年 4月20日	2014年 9月12日		1名	過徴収	60
78			東京	品川	2008年 7月14日	2015年 4月14日	○お客様から連絡があり、お客様が追納保険料を古いものから納付していなかったため、本来還付すべきところ、そのまま追納記録としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上納付記録とすることができないことを説明しました。 ●訂正処理を行い、追納保険料を還付しました。 ●担当部署において、古いものから追納されなかった場合の取扱いについて周知徹底しました。	1名	過徴収	42,000
79			石川	金沢北	2015年 5月26日	2015年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書処理の際に、住所変更処理を漏らしたため、追納納付書が送達されず追納保険料を納付できなかった事が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、追納保険料を領収することができないことを説明しました。 ●担当部署において、処理後の確認及び封入・封緘時の住所確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
80	国民年金保険料追納申込書の誤り	通知書等の作成誤り	沖縄	那覇	2014年 4月25日	2015年 7月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書処理の際に、納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までに訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、追納期限が経過し追納できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、追納保険料を領収することができないことを説明しました。 ●担当部署において、追納保険料の納付書を作成する際は受給資格及び生年月日を確認するよう周知徹底しました。	1名	未徴収	254,240
81	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2015年 8月14日	2015年 9月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を誤って処理済みの書類に混入したため、後納期限を経過し、保険料を納付することができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、納付することができないことを説明しました。 ●担当部署において届書が適切に処理されているか定期的に確認を行うよう周知徹底しました。	1名	未徴収	14,790
82			青森	青森	2015年 3月29日	2015年 9月15日	○他の年金事務所から連絡があり確認をしたところ、国民年金後納保険料の領収済通知書を処理した際に、配信されたエラーリストによる補正処理を漏らしたため、充当すべきではない期間に保険料が充当されていたことが判明しました。 ●お客様と連絡が取れなかったため、お客様にお詫びの文書を送付しました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、エラーが配信された際はエラー原因と納付記録を確認し、補正漏れを防ぐよう周知徹底しました。	1名	-	0
83			高知	幡多	2015年 9月28日	2015年 9月29日	○担当部署で処理した届書を再確認していたところ、年齢基礎年金の受給権が発生しているため国民年金後納制度を利用できない方であるにもかかわらず、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けし、お客様が後納保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際はチェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	77,150
84			埼玉	大宮	2015年 8月6日	2015年 10月7日	○担当部署で国民年金保険料の還付状況を確認していたところ、還付データを重複して登録したため、重複して保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、還付データ登録の際は複数人による確認を徹底するよう周知しました。	3名	誤還付	29,570
85			福岡	南福岡	2014年 11月11日	2015年 12月3日	○年金見込額を確認していたところ、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に、合算対象期間の確認を漏らしたため保険料が納め過ぎとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	73,750
86		説明誤り	埼玉	熊谷	2015年 4月頃	2015年 8月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書について説明した際に、国民年金の未加入期間があることの確認を漏らし、必要な手続きを案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、後納の案内時は複数人で年金記録の確認を行うよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
87	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	説明誤り	大阪	守口	2015年 9月28日	2015年 11月19日	○お客様から問合せがあり国民年金後納保険料申込書について説明した際に、合算対象期間等の確認不足により、後納の申込をしなくても受給権を満たすと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、合算対象期間や年金記録の確認方法について周知徹底しました。	1名	-	0
88	領収済通知書の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2015年 10月2日	2015年 11月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書进行处理する際に、収納年月日を誤ったため保険料が過誤納となり、還付請求書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付した還付請求書を回収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	6名	-	0
89	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2003年 5月27日	2014年 9月11日	○お客様から問合せがあり、記録補正により国民年金第1号被保険者に該当する期間の国民年金保険料をお客様より領収した際、国民年金被保険者資格取得届の案内を漏らしたことから誤って保険料を還付していたことが判明しました。また、国民年金後納保険料納の納付相談時においても資格取得届の案内漏れにより誤って保険料を還付していたことの確認不足により、後納申込書を承認し保険料を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、誤って還付した保険料を返納いただき、後納保険料は還付しました。 ●担当部署において、記録補正の際は保険者記録の確認を徹底するとともに、後納保険料納付申込書を審査する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	231,540
90			東京	港	1988年 6月29日	2015年 3月11日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者期間と重複した国民年金被保険者期間の保険料を還付する際、誤って重複していない期間の保険料を還付していたこと、それにより高齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払いとなっている年金をお支払いすることで了承を得ました。 ●担当部署において、事例を周知し年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,570,899
91			新潟	長岡	2015年 7月2日	2015年 9月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金還付請求書を受け付けした際、誤って処理保留分としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●還付請求書の処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、受け付けた届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,980
92			群馬	高崎広域事務センター	2015年 5月20日	2015年 12月2日	○お客様から問合せがあり、厚生年金加入により一年前納されていた国民年金保険料の一部を還付する際、誤って一年前納保険料を全額還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●お客様から誤って還付された保険料は改めて納付書で納付するとの申出があったため納付書を送付しました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	15,040
93	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1987年 6月2日	2015年 1月8日	○担当部署で年金請求書の審査を行っていたところ、障害厚生年金3級のため法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたこと、またお客様がその期間の保険料を追納していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納した保険料は納付記録のままとすることで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除を受理する際は障害等級の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2015年 1月28日	2015年 12月16日	○町役場から連絡があり、国民年金保険料免除理由該当届を受け付けた際に、既に納付猶予が承認されていたため処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●免除理由該当届の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除にかかる取扱いを周知徹底しました。	1名	-	0
95			大阪	天王寺	2006年 9月頃	2015年 12月24日	○街角の年金相談センターから連絡があり、障害厚生年金3級のため法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除を受理する際は障害等級の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	734,620
96	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	京都	下京	2015年 12月22日	2015年 12月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の督促状を作成した際に、お客様の氏名の漢字を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、督促状の作成時及び封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
97	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2015年 7月3日	2015年 7月9日	○担当部署で延滞金領収済通知書进行处理していたところ、元本保険料を領収していないにもかかわらず元本保険料を領収したものと延滞金を計算し領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、収納事務を行う際は複数人による確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	7,650
98			静岡	静岡	2014年 11月7日	2015年 5月14日	○担当部署で督促保険料未納者一覧表を確認していたところ、差押を行った際に窓口装置への入力を漏らしたため、延滞金の計算が正しく行われず、金額の誤った延滞金納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、チェック票を作成し、入力漏れがないよう確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,000
99			静岡	浜松西	2016年 2月3日	2016年 2月3日	○担当部署でお客様に交付した領収証書控を確認していたところ、領収証書の金額欄を1桁誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って記載した領収証書を回収し、正しい金額を記載した領収証書をお渡ししました。 ●担当部署において、領収証書を交付する際は、複数人で内容の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
100	国民年金徴収関係届書等の未処理	受付時の書類管理誤り	山形	米沢	2015年 4月頃	2015年 11月27日	○町役場から連絡があり、町役場が国民年金保険料免除申請書を事務センターに送付することを漏らしていたことが判明しました。 ●町役場の職員がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書の処理を行いました。 ●町役場から、受け付けした届書等について定期的に受付簿及び事務センターへの送付状況を確認し再発防止をするとの報告がありました。	35名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
101	国民年金徴収関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	東京	品川	2015年 8月31日	2015年 12月11日	○内部監査により、記載不備で返戻すべき国民年金保険料還付請求書の返戻を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を添えて還付請求書を返戻しました。 ●お客様から還付請求書の再提出があったため、処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理状況を定期的に確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	13,300
102	国民年金徴収関係届書等の所在不明	受理後の書類管理誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2014年 2月19日	2015年 6月10日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、区役所に送付した国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、市区町村に送付した届書等について定期的に進捗状況を確認するよう周知徹底しました。	2名	-	0
103			兵庫	兵庫	2015年 2月4日	2015年 4月22日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
104	国民年金徴収関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	茨城	下館	2014年 4月25日	2014年 4月28日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料口座振替額通知書を送付する際に、別人の口座振替額通知書を混入して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した口座振替額通知書を回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
105			鹿児島	鹿児島北	2016年 1月9日	2016年 1月12日	○お客様から問合せがあり、お客様が書き損じたため廃棄すべき国民年金保険料免除申請書を、未記入の申請書であると誤認し、別のお客様に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●別のお客様が書き損じた申請書を回収し、新しい申請書に記入していただきました。 ●担当部署において、廃棄する帳票等は廃棄するものであることを明示し、マニュアルに基づく書類の廃棄を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
106			滋賀	事務センター	2015年 11月24日	2015年 11月26日	○お客様から連絡があり、委託業者が国民年金保険料免除期間の確認文書を送付した際に、誤って別人の情報が記載された届書を混入していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●委託業者から、封入・封緘作業時は封筒と送付物の突合を複数人で行うことを徹底するとの報告がありました。	2名	-	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
107	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤りの誤り	山梨	大月	1991年 9月20日	2014年 10月7日	○事務センターから連絡があり、旧法通算老齢年金を受給されていた受給者に旧令共済期間が追加となった際、旧法厚年老齢年金の請求書の提出のご案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	6,530,669
108			兵庫	西宮	1992年 4月1日	2014年 1月8日	○事務センターから連絡があり、旧法通算老齢年金を受給されていた受給者に第四種被保険者期間が追加となった際、旧法厚年老齢年金の請求書の提出のご案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	6,285,000
109			富山	砺波	1987年 3月頃	2014年 9月9日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金から老齢年金への裁定替えを行った際に資格の喪失日を誤って裁定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました	1名	未払い	14,031
110			三重	松阪	1995年 1月24日	2014年 4月18日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業により、旧法船員保険における老齢年金として裁定すべきところ、旧厚生年金保険における通算老齢年金として裁定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,449,900
111			福島	事務センター	2014年 5月21日	2014年 9月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、既に受給済みの通算老齢年金について誤って請求のご案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において事象を周知し、請求を案内する際の年金記録の確認について徹底しました	1名	-	0
112			長野	松本	1979年 8月1日	2014年 1月6日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定の際、坑内員の被保険者期間について実期間の3分の4倍して計算することを行わなかったため、老齢年金の受給権発生日を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,606,521
113			京都	上京	1988年 6月2日	2015年 3月18日	○事務センターや機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足による受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	178,997
114			埼玉	川越	1983年 9月22日	2012年 5月31日		1名	未払い	65,641

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
115	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2013年 3月26日	2014年 3月26日	○年金相談の際、被用者年金制度加入期間の受給資格期間短縮にかかる特例の確認不足により、被用者年金の被保険者期間が20年以上あるにも関わらず、老齢基礎年金の受給資格が無いと誤った説明を行い老齢基礎年金請求書の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金請求書をご提出いただき、処理を行い、年金を決定しました。お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録と受給要件を十分確認するよう周知しました。	1名	未払い	518,975
116			兵庫	明石	1996年 5月16日	2014年 11月10日	○機構本部から連絡があり、被用者年金制度加入期間の受給資格期間短縮にかかる特例の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って裁定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	369,900
117			長崎	佐世保	1974年 7月頃	2014年 11月26日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	60,846
118			神奈川	小田原	1990年 2月8日	2014年 4月4日	○事務センターや機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,381,900
119			広島	広島西	1985年 4月1日	2014年 6月12日		1名	未払い	575,929
120			京都	京都南	1990年 9月6日	2014年 11月18日		1名	未払い	272,666
121			島根	松江	1983年 5月19日	2014年 12月10日		1名	未払い	26,033
122			高知	高知西	1987年 10月29日	2015年 3月3日	○未支給年金請求時に、女性は昭和19年10月以降のみ厚生年金の被保険者となれるにも関わらず、年金記録の確認を漏らしたことから本来加入できない誤った厚生年金保険被保険者記録を含めて老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	74,882
123	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	小田原	1977年 12月12日	2014年 10月3日	○機構本部や事務センターから連絡があり、老齢厚生年金を裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,461,191
124			山形	寒河江	1996年 3月20日	2015年 4月13日		1名	未払い	307,979
125			神奈川	藤沢	1974年 3月頃	2015年 7月17日		1名	未払い	5,861,242

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
126	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	1992年 3月11日	2014年 11月21日	○機構本部や事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実に行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	997,950
127			神奈川	厚木	1982年 10月1日	2015年 1月6日		1名	未払い	807,268
128			新潟	新発田	1983年 2月16日	2015年 4月20日		1名	未払い	388,233
129			長崎	佐世保	1988年 10月5日	2015年 7月22日		1名	未払い	1,947,161
130			神奈川	横浜中	1990年 2月1日	2015年 8月17日		1名	未払い	923,042
131			神奈川	藤沢	1995年 6月1日	2015年 8月20日		1名	未払い	263,858
132	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	1977年 6月1日	2015年 1月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定をする際、当初算入されていた厚生年金被保険者記録の一部を誤って削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,917,492
133			東京	北	1993年 2月20日	2015年 8月18日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、老齢厚生年金を裁定する際、既に支払い済みであった脱退手当金の期間を含めたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金の裁定の際には年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	602,586
134			宮城	仙台北	2006年 9月7日	2014年 6月10日	○お客様から問合せがあり、障害年金と遺族年金の受給権があるお客様の老齢年金裁定時に、本来、特別一時金の支給期間を削除すべきところ、国民年金期間として裁定していること及び、老齢年金の決定金額の誤りにより正しい年金選択がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には国民年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	233,075
135			秋田	大曲	1987年 9月8日	2015年 6月12日	○事務センターから連絡があり、本来は任意未加入期間のため免除記録の取消し及び保険料の還付をすべきところ、強制加入被保険者として免除期間及び保険料を納付した記録のまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保険料納付済期間については任意加入期間に納付申出があったものとして記録の訂正を行い、過払いの年金について返納の処理をおこないました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	132,852
136			三重	伊勢	2010年 12月9日	2014年 7月7日	○機構本部から連絡があり、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。免除期間を取消し過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	131,750

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
137	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	秋田	大曲	1996年 1月13日	2015年 4月28日	○遺族年金の請求の審査の際、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。免除期間を取消し過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	180,243
138			富山	富山	1978年 3月1日	2014年 4月7日	○事務センターから連絡があり、国民年金と共済組合の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,246,724
139			京都	京都南	1980年 8月6日	2014年 5月15日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	350,004
140			秋田	秋田	1991年 11月25日	2013年 3月25日	○機構本部や事務センターから連絡があり、老齢厚生年金を裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	282,083
141			東京	府中	1989年 6月20日	2013年 7月31日		1名	未払い	455,020
142	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	東京	上野	1992年 2月20日	2014年 9月18日	○機構本部や事務センターから連絡があり、老齢年金の裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。お客様に年金の返納の処理を行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	2名	過徴収	860,705
143			愛知	笠寺	1977年 11月20日	2014年 9月26日		1名	未払い	1,751,666
144			北海道	札幌西	1986年 7月17日	2015年 3月13日		1名	過払い	23,086
145			鹿児島	鹿児島南	2001年 9月6日	2015年 3月19日		1名	過払い	39,304
146			愛媛	松山西	1990年 12月29日	2015年 4月30日		1名	過払い	129,111
147			北海道	札幌西	2006年 3月9日	2015年 6月11日		1名	過徴収	41,354
148			山形	鶴岡	1986年 4月3日	2014年 7月17日		1名	過払い	34,042
149			東京	世田谷	1999年 9月16日	2015年 8月7日		1名	過徴収	669,040

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
150	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	2005年 10月27日	2014年 1月16日	○年金相談時の加入期間の確認不足により、本来、退職共済年金として裁定しなければならないところ、誤って老齢厚生年金として裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。退職共済年金請求書を案内しご提出いただき、老齢厚生年金の訂正及び、退職共済年金の裁定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧農林共済の取扱いの確認を徹底するよう周知しました	1名	未払い	9,213
151			埼玉	大宮	1999年 9月9日	2014年 7月25日	○お客様から問合せがあり、加入記録の確認不足により、本来、退職共済年金として支給すべき加入期間を老齢厚生年金として支給決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。退職共済年金請求書を案内しご提出いただき、老齢厚生年金の訂正及び、退職共済年金の裁定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,402,832
152			福島	事務センター	2009年 9月17日	2014年 10月22日	○機構本部から連絡があり、加入期間確認通知書の確認不足により、老齢厚生年金の裁定時に旧農林共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,860,488
153			青森	青森	2003年 3月13日	2015年 10月13日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	28,250
154			三重	四日市	1977年 5月31日	2013年 10月7日	○機構本部や事務センターから連絡があり、老齢厚生年金を裁定する際に、旧令共済期間記録の登録を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,879,858
155			三重	尾鷲	1996年 5月20日	2015年 5月14日		1名	未払い	64,753
156			大分	日田	1991年 12月26日	2012年 10月9日	○再裁定の審査時又は機構本部や事務センターから連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,228,128
157			兵庫	事務センター	2014年 7月24日	2014年 7月23日		1名	未払い	4,336
158			北海道	室蘭	1996年 8月26日	2014年 8月28日		1名	未払い	33,070
159			山形	米沢	1993年 2月20日	2014年 9月22日		1名	過払い	1,078,169
160			埼玉	川越	1995年 9月1日	2014年 12月26日		1名	未払い	2,335,673
161			岡山	倉敷西	2000年 2月頃	2015年 7月16日		1名	過払い	112,991
162			北海道	事務センター	2014年 11月20日	2015年 12月8日		1名	未払い	108,866
163			広島	事務センター	2015年 10月29日	2016年 1月18日		1名	未払い	23,159

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
164	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2015年 10月29日	2015年 12月9日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を処理する際、別人の繰り上げ請求書に基づき処理をしたため、誤って繰上げた年金で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、審査時や入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,524
165			大阪	枚方	1992年 3月17日	2015年 6月10日	○遺族年金の申請の際、老齢年金の繰上げ請求の相談時の厚生年金記録の確認不足により、誤ってお客様にとって金銭的に不利な老齢基礎年金の繰上げ請求を案内し、受付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求の取下げ申し出書をご提出いただき、訂正を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,264,476
166			東京	港	2000年 6月6日	2012年 7月26日	○内部点検により、老齢年金の繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生した場合の取扱いを誤り、繰下げによる老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求の際の繰下げの取扱いについて周知しました。	1名	過払い	848,068
167	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2005年 1月27日	2014年 12月9日	○お客様からの問合せ又は機構本部から連絡があり、遺族年金の裁定時に旧三共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,665,385
168			神奈川	川崎	1998年 4月9日	2015年 2月25日		1名	未払い	18,754,768
169			神奈川	小田原	2003年 4月3日	2015年 1月9日	○お客様から問合せがあり、お客様の再婚による遺族年金の失権届の提出の際、お子様へは支給停止事由消滅届の提出を案内すべきところ、誤って遺族年金の失権届の提出を案内し、受付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において遺族年金の失権要件について周知しました。	2名	未払い	5,449,800
170			茨城	事務センター	2015年 6月25日	2015年 10月19日	○お客様からの問合せがあり、遺族年金の裁定時に旧三共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	289,901
171			山形	新庄	1990年 6月7日	2015年 8月31日	○事務センターから連絡があり、遺族年金を裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	463,856

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
172	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤りの誤り	静岡	島田	2006年 6月18日	2015年 8月24日	○機構本部から連絡があり、遺族年金を裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	433,707
173			岩手	花巻	1997年 7月17日	2013年 11月21日	○機構本部から連絡があり、遺族年金を裁定する際に、旧令共済期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,962,562
174			三重	津	2004年 3月18日	2015年 3月31日	○再裁定の審査時に、戸籍謄本の死亡年月日の確認不足による遺族年金の受給権発生日月の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
175			静岡	三島	1998年 7月11日	2014年 1月20日	○紙台帳とコンピューター記録の突き合わせ作業や機構本部から連絡があり、年金裁定時に戦時加算記録を誤って登録した状態で、遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	817,686
176			埼玉	川越	2007年 4月21日	2014年 2月6日		1名	未払い	435,716
177			三重	伊勢	1997年 10月23日	2014年 12月16日		1名	未払い	1,140,888
178			青森	八戸	2000年 8月3日	2014年 12月25日		1名	未払い	1,299,110
179			岡山	岡山東	2007年 6月7日	2014年 12月26日		1名	未払い	110,088
180			沖縄	那覇	2001年 3月22日	2015年 4月2日		1名	未払い	794,047
181			長崎	諫早	1996年 11月7日	2015年 5月22日		1名	未払い	1,848,354
182			福島	郡山	2002年 7月18日	2015年 6月17日		1名	未払い	1,667,178
183			鹿児島	鹿児島北	2007年 3月3日	2015年 6月18日		1名	未払い	56,427
184			福岡	久留米	2006年 1月12日	2015年 6月25日		1名	未払い	1,500,722
185			岡山	倉敷東	2006年 12月7日	2015年 6月25日		1名	未払い	792,519
186			千葉	千葉	1996年 12月20日	2015年 7月3日		1名	未払い	1,489,455
187			福岡	小倉北	1998年 6月5日	2015年 7月15日		1名	未払い	2,300,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
188	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2014年 12月4日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、長期要件の遺族共済年金を請求した場合に共済組合から支給される職域加算の取扱いの確認不足により、お客様にとって金銭的に不利な長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合から支給される職域加算の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未払い	538,250
189			大分	大分	1991年 4月18日	2015年 10月1日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。遺族厚生年金の裁定取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	111,285
190			香川	善通寺	2007年 11月12日	2015年 7月9日	○お客様から問合せがあり、長期要件の遺族共済年金を請求した場合に共済組合から支給される職域加算の取扱いの確認不足により、お客様にとって金銭的に不利な長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合から支給される職域加算の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未払い	7,442
191		記録訂正誤り	愛知	熱田	1990年 10月21日	2014年 7月28日	○事務センターから連絡があり、年金裁定時に別人記録が混在した状態で、遺族年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金請求時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	過払い	471,820
192	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山口	岩国	2015年 6月30日	2015年 8月24日	○事務センターから連絡があり、障害状態確認届の必要な受給者の方への届書の送付が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、障害状態確認届の提出をお願いしました。送付が漏れていた方すべての届を受付し、認定が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、送付物のスケジュール管理を徹底するよう周知徹底しました。	14名	-	0
193			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 8月5日	2015年 10月19日	○お客様から問合せがあり、機構本部への額改定報告書の進達を漏らしたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、額改定報告の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事象を周知し処理状況の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,516
194		説明誤り	北海道	新さっぽろ	2013年 8月21日	2015年 2月27日	○機構本部から連絡があり、年金確保支援法により保険料納付済期間となる期間の確認不足により、障害基礎年金の納付要件を満たしているにもかかわらず納付要件がないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、障害基礎年金請求書を受付しました。 ●担当部署において、年金記録や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	-	0
195			東京	世田谷	2015年 7月29日	2015年 10月28日	○お客様から連絡があり、年金記録の確認不足により、障害厚生年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
196	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	東京	青梅	2015年 3月25日	2015年 11月10日	○事務センターから連絡があり、年金相談や市役所からの問合せの際の年金記録の確認不足により、障害基礎年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不支給決定を行いました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	-	0
197			愛知	刈谷	2015年 5月19日	2016年 1月6日		1名	-	0
198			東京	練馬	2015年 3月20日	2016年 2月24日	○お客様から連絡があり、年金記録の確認不足により、障害厚生年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	-	0
199	年金分割にかかる誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2014年 10月15日	2015年 9月14日	○内部点検により、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる障害基礎年金の受給者について正しく所得控除がされておらず、本来、全額支給を受けるべきところ一部停止された年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時における控除対象扶養親族の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	387,616
200		説明誤り	千葉	市川	2015年 8月5日	2015年 10月26日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が離婚時の年金分割の相談の際、確認不足により標準報酬改定請求書には元の配偶者の情報は記載されないと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
201			愛知	刈谷	2015年 12月24日	2016年 1月20日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が離婚時の年金分割の相談の際、確認不足により手続き後も現在受給している障害年金の支給金額に変更はないと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、離婚分割後の年金受給の取扱いについて周知しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
202	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2013年 5月24日	2013年 8月7日	○お客様から連絡があり、未支給年金届の処理時に、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました	1名	未払い	5,800
203			福岡	南福岡	2015年 11月24日	2015年 12月15日	○お客様から連絡があり、支払等に係るスケジュールの確認不足により、未支給年金の支払時期や振込先について正しく説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金が支払われる口座及び時期について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	464,882
204		説明誤り	福岡	南福岡	2015年 11月19日	2015年 12月15日	○お客様から連絡があり、委託社会保険労務士が支払等に係るスケジュールの確認不足により、未支給年金の支払時期や振込先について正しく説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金が支払われる口座及び時期について確認を徹底するよう周知しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
205	未支給年金に係る誤り	説明誤り	福岡	博多	2015年 10月5日	2015年 12月25日	○事務センターから連絡があり、死亡日及び請求範囲の確認の徹底をしなかったことから、未支給年金を請求できない続柄のお客様に対して請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し、請求書一式を返戻いたしました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	-	0
206			福岡	南福岡	2015年 10月16日	2015年 11月27日	○年金相談時に、未支給年金の請求において、委託社会保険労務士が本来必要のない所得証明書添付を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金請求時に必要な添付書類の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
207		未処理・処理遅延	大分	大分	2002年 9月30日	2014年 12月8日	○内部点検により、機構本部への未支給年金請求書の進達を漏らしたことから、未支給年金の支払がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様の遺族の方にお詫びの上説明しました。未支給年金の支払を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,388,119
208	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	広島	事務センター	2015年 5月21日	2015年 5月27日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書及び死亡届が処理されておらず所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書及び死亡届を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
209	年金見込額の誤り	説明誤り	奈良	奈良	2014年 9月3日	2015年 12月11日	○年金相談時に、被用者年金一元化法の施行後は厚生年金と共済年金を合算して20年以上の被保険者期間がある場合は振替加算が加算されないにもかかわらず、誤って振替加算を含めた年金額で年金見込額の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、被用者年金一元化法の施行後の取扱いについて周知しました	2名	-	0
210	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	福井	武生	2016年 1月6日	2016年 2月1日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の記録が記載されたハードコピーを交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付したハードコピーを回収し、正しいハードコピーを交付しました。 ●誤って交付したハードコピーの記録の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	-	0
211			愛知	中村	2015年 11月12日	2015年 12月1日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の記録が記載された年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●誤って交付した回答票の記録の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
212	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	北海道	事務センター	2015年 11月16日	2015年 11月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者が未支給年金請求書の受付控えを送付する際に、確認不足により別人の受付控えを同封していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●誤って送付した受付控えの持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	2名	-	0
213			香川	普通寺	2016年 1月9日	2016年 1月12日	○お客様から連絡があり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の年金加入記録により年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
214	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2008年 5月22日	2015年 10月8日	○機構本部から連絡があり、特別支給の老齢厚生年金の裁定時に、共済組合に加入した場合は雇用保険の高年齢雇用継続給付金の受給による老齢厚生年金の支給停止が行われないにもかかわらず、支払保留処理を行い解除の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,417,421
215			愛知	名古屋北	2007年 7月15日	2015年 1月9日	○未支給年金の請求時に、老齢年金請求書の受付の際、他の年金の受給状況の確認を漏らしたため年金選択届を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択届を受付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時等に他の年金の受給状況について確認を行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,653,393
216			青森	事務センター	2015年 1月15日	2015年 8月31日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行ったものの、その後保留解除処理を漏らしたことにより、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保留解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,247,652
217			福島	平	2014年 11月17日	2015年 2月9日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って同姓同名、同生年月日の別人のお客様の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	771,066
218			愛知	事務センター	2015年 11月18日	2015年 12月14日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、市役所から提出された誤った基礎年金番号が記載された支払保留依頼票に基づき、氏名確認等の確認を行わず支払保留の処理を行ったため、別のお客様の年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際、基礎年金番号と氏名が相違等している場合は、市区町村への確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	125,276

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
219	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2005年 11月15日	2015年 7月15日	○事務センターから連絡があり、死亡者の老齢年金の支払保留をするべきところ、誤って死亡者の配偶者の老齢年金の支払保留を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡による支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	921,703
220			神奈川	高津	2015年 4月1日	2015年 11月17日	○お客様から問合せがあり、死亡者の老齢年金の支払保留をするべきところ、誤って死亡者の配偶者の老齢年金の支払保留を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡による支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,175,098
221			青森	事務センター	2015年 2月17日	2015年 7月24日	○お客様から問合せがあり、死亡者の老齢年金の支払保留をするべきところ、誤って死亡者の配偶者の老齢年金の支払保留を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡による支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	225,532
222	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1980年 6月頃	2015年 8月3日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、在職老齢年金の支給停止割合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,179
223			三重	津	1993年 6月20日	2015年 4月28日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	438,502
224	加給年金の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	2003年 11月18日	2014年 9月25日	○年金相談の際、老齢年金請求時における請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内漏れがあったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	916,681

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
225	加給年金の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1995年 4月1日	2014年 3月18日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,826
226			兵庫	尼崎	1998年 1月7日	2014年 5月12日		1名	過払い	1,058,299
227			神奈川	小田原	1996年 8月8日	2014年 10月24日		1名	未払い	351,807
228			神奈川	横浜南	1991年 4月20日	2014年 11月28日		1名	過払い	663,268
229			秋田	大曲	1997年 12月4日	2014年 12月24日		1名	未払い	1,146,832
230			宮城	古川	1991年 11月26日	2015年 3月6日		1名	未払い	189,441
231			岐阜	多治見	1995年 5月1日	2015年 6月4日		1名	未払い	37,666
232			兵庫	尼崎	1988年 2月8日	2015年 6月16日		1名	過払い	1,090,204
233			東京	中野	1995年 7月20日	2015年 8月7日		1名	未払い	1,682,064
234			本部	機構本部 (支払部)	2014年 10月9日	2015年 9月11日	○配偶者加給年金額の加算について点検したところ、年金受給選択処理等を行う際に併せて行うべき配偶者加給年金の支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を確認し、返納方法申出書を提出していただきました。 ●担当部署において研修を行い、処理漏れがないよう周知徹底しました。	1名	過払い	419,834
235			茨城	土浦	1996年 1月20日	2014年 8月25日	○他の年金事務所又は事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日の登録を誤り、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	18,833
236			埼玉	春日部	1994年 2月23日	2015年 7月6日	●担当部署において、戸籍や年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,583,204
237	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	2002年 7月25日	2013年 3月22日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	735,585
238			兵庫	尼崎	1996年 4月15日	2014年 9月5日		1名	未払い	3,838,759
239			大阪	豊中	1987年 2月9日	2014年 10月3日		1名	未払い	5,331,099
240			京都	舞鶴	2009年 2月28日	2014年 12月1日		1名	未払い	587,374
241			神奈川	横須賀	1991年 9月5日	2015年 1月9日		1名	未払い	759,566
242			静岡	島田	1987年 6月24日	2015年 1月23日		1名	未払い	3,672,183
243			神奈川	藤沢	1990年 3月29日	2015年 2月6日		1名	未払い	1,072,334
244			千葉	千葉	1993年 1月5日	2015年 3月6日		1名	未払い	3,786,757
245			東京	江戸川	2004年 2月23日	2015年 3月19日		1名	未払い	1,711,391
246			岡山	岡山広域 事務センター	2014年 11月20日	2015年 3月27日		1名	過払い	35,875
247			長崎	佐世保	2001年 3月24日	2015年 4月14日		1名	未払い	1,373,128

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
248	振替加算の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	1993年 3月20日	2015年 4月16日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	109,675
249			神奈川	藤沢	1996年 1月25日	2015年 5月22日		1名	未払い	2,554,268
250			大分	佐伯	1996年 8月5日	2015年 6月10日		1名	未払い	3,716,912
251			青森	事務センター	2015年 1月16日	2015年 6月24日		1名	過払い	36,009
252			東京	八王子	2008年 4月2日	2015年 6月26日		1名	未払い	897,482
253			奈良	奈良	1994年 9月28日	2015年 7月1日		1名	未払い	4,436,617
254			神奈川	横須賀	1996年 4月20日	2015年 7月9日		1名	未払い	3,986,451
255			東京	練馬	1993年 4月24日	2015年 7月13日		1名	未払い	3,642,198
256			三重	津	1993年 11月29日	2015年 7月23日		1名	過払い	916,356
257			長崎	佐世保	1992年 3月1日	2015年 7月29日		1名	未払い	5,331,099
258			茨城	事務センター	2000年 3月23日	2015年 8月3日		1名	未払い	1,690,428
259			三重	津	1988年 10月5日	2015年 8月31日		1名	未払い	4,785,781
260			神奈川	川崎	1995年 6月8日	2015年 9月2日		1名	未払い	3,707,973
261			北海道	旭川	1999年 7月1日	2015年 9月3日		1名	未払い	2,902,250
262			広島	呉	1992年 1月4日	2015年 9月7日		1名	未払い	5,310,408
263			滋賀	大津	2009年 3月24日	2015年 9月17日		1名	未払い	824,103
264			東京	練馬	1997年 3月31日	2015年 10月14日		1名	未払い	3,675,238
265			福岡	東福岡	2006年 9月27日	2015年 10月15日		1名	未払い	1,200,545
266			神奈川	横浜南	1988年 4月28日	2015年 10月16日		1名	未払い	5,090,906
267			鹿児島	鹿児島北	2008年 8月14日	2015年 10月16日		1名	未払い	907,254
268			広島	広島南	1994年 11月17日	2015年 11月12日		1名	未払い	3,434,142

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
269	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2001年 8月17日	2015年 4月21日	○年金相談時に、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者の基礎年金番号の入力を誤り、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認や入力後のチェックを徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,139,800
270			東京	板橋	2008年 5月頃	2014年 10月17日	○お客様からの問合せや遺族年金の請求時に、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	608,500
271			広島	三原	2009年 6月19日	2015年 7月17日		1名	未払い	753,577
272			石川	金沢南	2007年 9月18日	2015年 8月13日		1名	未払い	1,016,192
273			福岡	久留米	2009年 8月5日	2015年 10月13日		1名	未払い	714,380
274			愛知	刈谷	2010年 4月16日	2015年 10月15日		1名	未払い	631,283
275			兵庫	尼崎	2000年 12月6日	2014年 7月8日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,341,329
276			神奈川	港北	2000年 9月11日	2014年 9月30日		1名	未払い	2,554,255
277			埼玉	浦和	1996年 1月18日	2014年 10月10日		1名	未払い	2,439,928
278			岐阜	多治見	1993年 10月頃	2014年 10月22日		1名	未払い	4,539,500
279			京都	京都西	1987年 11月4日	2015年 1月19日		1名	未払い	1,204,716
280			神奈川	港北	1992年 12月7日	2015年 1月23日		1名	未払い	4,450,812
281			青森	事務センター	1996年 2月29日	2015年 2月26日		1名	未払い	2,454,582
282			神奈川	小田原	1995年 8月30日	2015年 2月27日		1名	未払い	4,021,488
283			高知	高知西	2003年 1月30日	2015年 3月2日		1名	未払い	984,237
284			高知	高知西	1994年 1月6日	2015年 3月16日		1名	未払い	3,708,593
285			千葉	佐原	1991年 10月22日	2015年 3月20日		1名	未払い	4,400,000
286			大阪	枚方	1995年 2月9日	2015年 4月10日		1名	未払い	152,200
287			宮城	仙台北	1999年 4月8日	2015年 5月1日		1名	未払い	1,763,772
288			島根	浜田	1998年 7月18日	2015年 5月11日		1名	未払い	3,324,016
289			三重	伊勢	1994年 10月1日	2015年 5月11日		1名	未払い	2,211,390
290			滋賀	草津	1992年 4月30日	2015年 5月18日		1名	未払い	4,071,881
291			神奈川	横浜西	1989年 4月5日	2015年 5月22日		1名	未払い	5,007,586

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
292	振替加算の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	1991年 2月28日	2015年 6月17日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,105,232
293			栃木	宇都宮東	2000年 11月14日	2015年 7月6日		1名	未払い	2,803,979
294			広島	呉	1992年 9月20日	2015年 7月13日		1名	未払い	5,105,405
295			神奈川	藤沢	1996年 8月29日	2015年 7月22日		1名	未払い	2,811,200
296			大阪	堺東	2002年 2月18日	2015年 8月11日		1名	未払い	2,265,177
297			徳島	徳島北	1989年 7月13日	2015年 8月19日		1名	未払い	4,450,357
298			徳島	徳島北	1990年 10月4日	2015年 8月19日		1名	未払い	4,264,580
299			神奈川	藤沢	1994年 12月8日	2015年 8月19日		1名	未払い	3,201,083
300			神奈川	小田原	1995年 9月28日	2015年 8月28日		1名	未払い	4,038,075
301			東京	立川	1995年 10月12日	2015年 8月28日		1名	未払い	1,403,665
302			神奈川	横浜西	2001年 6月頃	2015年 9月10日		1名	未払い	2,378,675
303			宮城	古川	1995年 3月16日	2015年 9月11日		1名	未払い	5,066,503
304			長野	松本	1986年 9月10日	2015年 9月16日		1名	未払い	5,105,392
305			兵庫	東灘	2000年 1月1日	2015年 10月1日		1名	未払い	2,840,653
306			鹿児島	加治木	1988年 11月16日	2015年 10月15日		1名	未払い	4,471,031
307			新潟	新潟東	1996年 7月2日	2015年 10月19日		1名	未払い	3,791,297
308			東京	荒川	1988年 8月頃	2015年 10月23日		1名	未払い	5,102,917
309			広島	福山	1993年 6月30日	2015年 10月23日		1名	未払い	4,819,317
310			山形	鶴岡	1990年 10月25日	2015年 11月12日		1名	未払い	4,071,579
311			香川	善通寺	1997年 8月31日	2015年 11月13日		1名	未払い	3,497,595
312			鹿児島	奄美大島	1998年 6月25日	2016年 1月9日		1名	未払い	2,365,631
313		説明誤り	福岡	南福岡	2015年 11月5日	2016年 2月2日	○お客様から問合せがあり、相談経過や届書の受付状況の確認不足により、振替加算の手続き済みであるにもかかわらず、手続きのため戸籍謄本等の添付書類を持参するよう委託社会保険労務士が案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解を得られませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
314	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	1996年 2月15日	2014年 8月27日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から旧業務センターへの再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	392,904
315			石川	金沢北	1995年 5月11日	2015年 1月14日		1名	未払い	47,404
316			山形	寒河江	1996年 11月21日	2015年 2月24日		1名	未払い	1,048,935
317			長野	松本	1996年 4月15日	2015年 4月14日		1名	未払い	484,963
318			東京	新宿	1996年 9月12日	2015年 6月25日		1名	未払い	2,157,276
319			群馬	太田	1995年 5月9日	2015年 6月29日		1名	未払い	996,592
320			福岡	南福岡	2008年 6月20日	2015年 10月27日		1名	未払い	347,615
321			三重	伊勢	2001年 8月9日	2014年 9月30日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の再裁定時の船員保険任意継続期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、船員保険任意継続期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	2名	その他	5,603,635
322			埼玉	浦和	2004年 1月8日	2015年 8月6日		1名	過払い	49,795
323			本部	機構本部 (支払部)	2014年 8月13日	2015年 6月15日	○他の部署から連絡があり、再裁定処理の際に加給年金支給停止年月日の入力を誤ったことによる、年金額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金の改定記録の確認の徹底及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	56,974
324			秋田	秋田	2011年 1月6日	2013年 12月17日	○年金相談の際、一部繰上げの老齢基礎年金の再裁定時に退職共済年金の定額部分の支給開始年齢を誤って登録したことにより、繰上げ請求の老齢基礎年金額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	827,993
325			千葉	船橋	2009年 2月26日	2013年 7月26日	○遺族年金の請求時や事務センターから連絡があり、未統合の記録が判明した際、確認不足により重複して同一の記録を統合したことにより誤った標準報酬で再裁定が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、記録訂正を行う際は、訂正前後の記録について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	683,874
326			福島	平	2009年 7月23日	2014年 2月3日		1名	過払い	792,592
327			神奈川	横須賀	1992年 7月20日	2014年 5月20日	○事務センターから連絡があり、厚生年金記録が新たに判明したことによる再裁定を行う際、受給権発生年月日の訂正を行うべきところ訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,005,955

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
328	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2014年 6月30日	2014年 10月27日	○内部点検により、記録統合の処理の際、国民年金と厚生年金の加入期間が重複していないにもかかわらず、確認不足により重複期間として国民年金の加入期間の補正を行い再裁定をしていくことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正を行う際は、訂正前後の記録について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,197
329			本部	機構本部 (支払部)	2009年 9月15日	2014年 8月14日	○お客様から問合せがあり、記録判明による再裁定の際、再裁定前に登録されていた支払保留の再登録を漏らしたことから、年金が誤って支払われたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,166,548
330			本部	機構本部 (支払部)	2014年 12月18日	2015年 2月9日	○お客様から問合せがあり、死亡したお客様の再裁定の際に、支払保留処理を漏らしたことから、年金が誤って支払われたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	798,699
331			秋田	本荘	2004年 8月3日	2014年 7月16日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料の充当処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	18,921
332			山形	山形	2010年 3月15日	2014年 12月26日	○機構本部から連絡があり、資格取得時の標準報酬訂正届の処理に伴い再裁定が必要であるにもかかわらず確認不足から再裁定処理を漏らしたため、在職老齢年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,519,050
333	年金選択の誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	2015年 4月27日	2015年 11月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤り、お客様の申出に基づく年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理等を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	148,513
334			岡山	倉敷西	2014年 5月20日	2015年 3月10日	○お客様から連絡があり、障害年金を受給した場合の労働者災害補償保険法の給付にかかる調整の確認漏れにより、お客様にとって不利な年金選択を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、正しい年金の支払いが行われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金と労働者災害補償保険法の給付の調整の取扱いについて周知しました。	1名	過払い	4,245

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
335	年金選択の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2015年 1月23日	2015年 5月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理等を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,116
336			兵庫	西宮	2014年 1月30日	2014年 1月30日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される代行部分の確認漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	45,125
337			大阪	貝塚	2014年 3月1日	2015年 2月6日	○機構本部から連絡があり、共済組合から支給される配偶者加算額の確認漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、過払いについて返納の処理をしました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	99,950
338			本部	機構本部 (支払部)	2015年 12月7日	2016年 1月21日	○他の部署から連絡があり、年金受給選択の処理時に支給額の調整を行う際の、支給停止の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において年金選択の留意事項について周知徹底しました。	1名	過払い	561,370
339			本部	機構本部 (支払部)	2009年 7月31日	2016年 1月25日	○他の部署から連絡があり、年金受給選択の処理を行う際、本来、併給とすべきところ誤って支給停止としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において年金選択の留意事項について周知徹底しました。	1名	未払い	101,965
340			神奈川	小田原	1998年 10月20日	2015年 3月19日	○お客様から連絡があり、65歳から遺族厚生年金と老齢基礎年金を併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことにより老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、正しい年金の支払いが行われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,784,100
341		未処理・処理遅延	北海道	事務センター	2009年 4月24日	2015年 6月4日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行ったものの、その後保留処理の解除を漏らしたことにより、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,274,690

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
342	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2014年 11月17日	2015年 5月11日	○お客様から問合せがあり、事業所調査により健康保険・厚生年金被保険者資格取得届を受け付けた際、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整の取扱いの確認不足により、支給停止事由該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支給停止事由該当届を案内し、ご提出いただきました。届書の処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整について確認するよう周知徹底しました。	92名	未払い	22,335,136
343			大阪	枚方	1980年 10月1日	2015年 8月13日	○他の部署から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、在職老齢年金の支給停止割合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	364,469
344			大阪	今里	2009年 11月2日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の請求時に退職共済年金の受給状況の確認不足により、退職共済年金の改定請求書の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の受給状況の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,411,435
345			長崎	長崎北	2015年 7月8日	2015年 10月19日	○お客様から問合せがあり、長期特例にかかる年金相談の際、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整の取扱いの確認不足により、支給停止事由該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支給停止事由該当届を案内しました。処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整について確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	325,416
346			鹿児島	鹿児島北	1980年 2月14日	2015年 7月21日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、在職老齢年金の支給停止割合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,060
347		説明誤り	鳥取	米子	2015年 8月5日	2015年 12月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談の際、老齢厚生年金の長期特例に該当する時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、長期特例の要件について周知しました。	1名	-	0
348	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2002年 4月26日	2013年 12月10日	○他の年金事務所から連絡があり、脱退手当金の審査の際、合算対象期間の確認漏れにより本来老齢年金の請求を案内するべきところ、脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の支給を取消し、老齢年金請求書をご提出いただき、年金を決定しました。お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び合算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,265,367
349			兵庫	明石	2001年 5月24日	2014年 5月29日	○事務センターから連絡があり、脱退手当金の審査の際、合算対象期間の確認漏れにより本来老齢年金の請求を案内するべきところ、脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の支給を取消し、老齢年金請求書をご提出いただき、年金を決定しました。お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び合算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,568,400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
350	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2012年 10月25日	2013年 5月31日	○機構本部から連絡があり、記録補正を行う際、厚生年金保険第四種期間の削除期間を誤り保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。誤還付については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録補正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	275,600
351			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 10月23日	2015年 11月19日	○他の部署から連絡があり、老齢年金の裁定の際、戸籍等の確認不足により国民年金被保険者記録の補正を誤り、正しい年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、記録補正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,250
352	氏名等の登録及び変更に係る誤り	入力誤り	本部	機構本部 (年金記録企画部)	2015年 8月27日	2015年 9月7日	○お客様から問合せがあり、送付した「基礎年金番号の変更のお知らせ」に記載されていた氏名の漢字を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しいお知らせ文書を送付しました。 ●担当部署において、書類の作成時のダブルチェック、封入封緘時の氏名等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
353			本部	機構本部 (年金記録企画部)	2015年 8月17日	2015年 8月28日	○お客様から問合せがあり、送付した「基礎年金番号の変更のお知らせ」に記載されていた住所の漢字を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しいお知らせ文書を送付しました。 ●担当部署において、書類の作成時のダブルチェック、封入封緘時の送付先住所等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
354	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	2015年 10月16日	2015年 11月25日	○事務センターから連絡があり、年金相談時に成年後見人用の年金の受取機関変更届をお渡しすべきところ、誤って一般用の届をお渡ししたため、お客様の希望する受取機関への変更が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい様式の受取機関変更届を提出いただき処理が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、届書用紙を渡す際の確認を徹底しました。	1名	-	0
355			兵庫	尼崎	2015年 4月10日	2015年 6月16日	○お客様から問合せがあり、現況届の提出の相談の際に、住基コードが登録された時期の確認不足から誤って現況届の提出の必要はないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。現況届をご提出いただき、処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、住基コードが収録されている場合でも収録日等確認し、現況届を提出しなければならない場合があることを周知しました。	1名	未払い	90,216
356			三重	事務センター	2015年 10月1日	2015年 12月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者が老齢年金請求書の処理時の口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に入力内容を見やすく表示するとともに、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	521,287

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
357	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2015年 5月21日	2015年 10月15日	○金融機関から連絡があり、遺族年金請求書の処理時の確認不足から、受取先として登録できない積立式定期預金口座を誤って登録していたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付や審査の際、受取先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	61,657
358			三重	事務センター	2015年 10月29日	2015年 12月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が老齢年金請求書の処理時の口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に入力内容を見やすく表示するとともに、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	46,696
359			群馬	高崎広域事務センター	2015年 2月9日	2015年 8月17日	○お客様から問合せがあり、受取機関変更届の処理を行う際に、変更がないと誤認し変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、変更処理を行いました。 ●担当部署において、審査の際に入力の要否についてのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
360			福井	事務センター	2015年 10月23日	2015年 12月21日	○金融機関から問合せがあり、委託業者が受取機関変更届の処理時に、金融機関コードの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	104,916
361	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	入力誤り	福島	事務センター	2015年 6月25日	2015年 10月15日	○お客様から問合せがあり、遺族年金請求書の処理時の口座番号の入力誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	228,783

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
362	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	入力誤り	愛知	豊橋	2015年 9月16日	2015年 10月20日	○お客様から問合せがあり、受取機関変更届の処理時に、口座番号の入力誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	200,016
363			群馬	高崎広域 事務センター	2015年 6月16日	2015年 8月14日	○お客様や金融機関から問合せがあり、委託業者が受取機関変更届の処理時に、金融機関コードや口座番号の入力誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	63,266
364	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	大阪	淀川	2010年 1月頃	2012年 6月29日	○未処理書類の点検時又は内部監査により、未支給年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の調査及び訂正、再裁定処理等を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	45名	その他	27,378,746
365			宮城	事務センター	2014年 6月23日	2015年 1月23日	○内部点検により、区役所に不備のため返戻した障害基礎年金請求書が、お客様へ返戻等の処理もされず未処理となっていたことが判明しました。 ●区役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●区役所において、届書の進捗管理を徹底するよう再発防止策が講じられました。	1名	-	0
366			兵庫	三宮	2015年 3月9日	2015年 6月24日	○事務センターから連絡があり、確認不足により年金記録照会申出書に添付されていた保有個人情報開示請求書が機構本部へ回付されることなく未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。本部において開示請求通知書を作成し、お客様に通知したことを確認しました。 ●担当部署において、届書等の仕分けを適切に行うことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
367			愛媛	今治	2009年 10月26日	2015年 1月22日	○未処理書類の点検時又は内部監査により、未支給年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の調査及び訂正、再裁定処理等を行い、過払いについては返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	22,020
368	遺族年金請求書の所在不明	受理後の書類 管理誤り	奈良	奈良	20120613	20141211	○行政評価局から問合せがあり、お客様から受け付けた不備のある遺族厚生年金請求書について適切な返戻等の処理を行っていないこと及び、未支給年金請求書をお客様の同意を得ず作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金請求書及び、未支給年金請求書を受け付けました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底すること及び、受け付けた届書に不備がある場合は速やかに返戻等の処理を行うよう周知しました。	1名	未払い	3,699,942

日本年金機構のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	障害基礎年金(1級)及び寡婦年金の端数処理誤り	2015年9月24日	2016年1月27日	○障害基礎年金1級については老齢基礎年金額(満額)の四分の五(125%)を、寡婦年金については納付期間に応じた年金額の四分の三(75%)を支給することとなり、この計算の端数処理を1円未満四捨五入ではなく100円未満で四捨五入と、誤った端数処理をしていたことが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した年金証書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●昨年10月の被用者年金一元化法施行に伴うシステム誤りによるもので、システム改修を実施しました。 ●今後は、法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、再発防止を図ることとしています。	3,383名	その他	14,954円